

職 場 倫 理 規 範

平成 20 年 4 月 1 日

指導員は、一人ひとりの子どもを心から尊重し、職場における倫理を遵守して、常に専門知識や技術の習得・向上ならびに職場倫理の維持・向上に努めます。

安全・安心、かつ健康的で快適な職場作りを目指し、社会規範を遵守し、良識ある活動を行います。

- 子ども一人ひとりを大切にし、一人ひとりの子どもを受け止め、長期的、継続的な視点で接するよう心がけます。
- 子どもが心身ともに健康で、安心して過ごすことができるよう、安全に配慮し、環境を整えます。
- 子どもの障害、体型などについての差別的な言動など、子どもの人権を傷つけるようなことは絶対に行いません。
- 子どもへの体罰や言葉の暴力など、子どもに対する身体的・精神的・性的な暴力行為は絶対に行いません。
- 保護者に子どもの様子を客観的かつ継続的に伝え、保護者とよりよい信頼関係を築きます。
- 保護者の主張や意見を受容的な姿勢で受け止め、相手の立場に立った丁寧な対応を心がけます。
- 職務を通じて知り得た子ども、保護者、家庭などに関する個人情報、厳正に管理します。
- 職務を通じて知り得た子ども、保護者、家庭などに関する個人情報は、¹児童虐待防止法等に基づく例外の他は、口外しません。
- 指導員同士で常に子どもの状況などの情報交換を行い、子どもへの認識や接し方、対処法などについての共通理解を図ります。
- 指導員一人ひとりが常に人権や倫理に関する意識啓発につとめ、研修や自己研鑽を通して人間性や専門性の向上に努めます。
- 指導員はお互いを認め合いながら互いに協力し合い、他の指導員が誤った対応を行っていると思われる際には、建設的な批判を通じて集団としての資質の向上を目指します。
- 子どもや保護者に対し、仕事を通じて特定の宗教や政党、その他個人的な信条などを宣伝、強要、批判することは行いません。

¹ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合や、児童相談所等から情報を求められた場合等については、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」に基づき守秘義務違反には問われない。